



平成 28 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社アゴーラ・ホスピタリティー・グループ
代表者名 代表取締役社長 リム・キム・リン
(コード：9704 東証第1部)
問合せ先 取締役CFO 佐藤 暢樹
(TEL. 03-3436-1860)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 26 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 78 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条の変更を行い、事業目的を追加するものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行を行わない取締役および監査役と責任限定契約を締結することができるよう、現行定款第 22 条（取締役の責任免除）および第 30 条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、第 22 条の変更に关しましては各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 3 月 30 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 30 日（予定）

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 ・ (条文省略)</p> <p>15 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>16</u> (条文省略)</p>	<p>(目的) 第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1 ・ (現行どおり)</p> <p>15 <u>16 職業安定法に基づく有料職業紹介事業</u> <u>17 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u> 18 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 22 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第 30 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度においてその責任を免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 427 条第1項の規定により、監査役との間に、同法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

以 上